

平成 22 年 4 月 9 日

文化審議会著作権分科会基本問題小委員会

## 著作権保護思想の退化

T M I 総合法律事務所

弁護士 遠山 友寛

### I. 著作物の価値及び価値の実現方法の再認識/著作権保護の基本構造

1. 著作物は価値がある。
2. 「価値」と「利用」
3. 「利用許諾」と「対価」－ 契約による価値の実現
  - ・ 対価を求めるか否か（有償・無償）は、本来権利者が決定すべきこと。
  - ・ 他人が勝手に「無償」でよいと決め付ける問題ではない。

### II. デジタル時代における価値実現方法の破壊

1. デジタルとコピー
  - ① 著作物における「コピー」がもたらす意味：同価値の商品の製造
    - ・ V i t t o n を複製するコピー機ができたら。
    - ・ オ - ディオビジュアルコンテンツの弱さ
    - ・ 1985年当時：「海賊版ビデオ」－私的視聴であれば「海賊版ビデオ」にならない？
  - ② 「私的複製」による価値実現方法の破壊
    - ・ 一時的固定と永久固定
  - ③ 著作権者は複製物の頒布により「価値」に対する「利得」を実現していく。
2. ネット社会における「コピーフリー」という思想の拡大
  - ・ コピーテンがもたらすもの
  - ・ 何故「価値」が10回までは「無償」で良いのか。

### III. 権利制限議論の拡大

1. 「利用」と「対価」の構造を壊すもの、即ち、権利者の許諾がなくても

無償で「利用」できるという発想 — 著作物の価値の否定

2. 現行の権利制限規定はデジタル時代に相応しいか
3. 抽象的権利制限規定導入の考え方と基本的価値実現方法

#### IV. 結び

著作権の価値を守るための原点への回帰